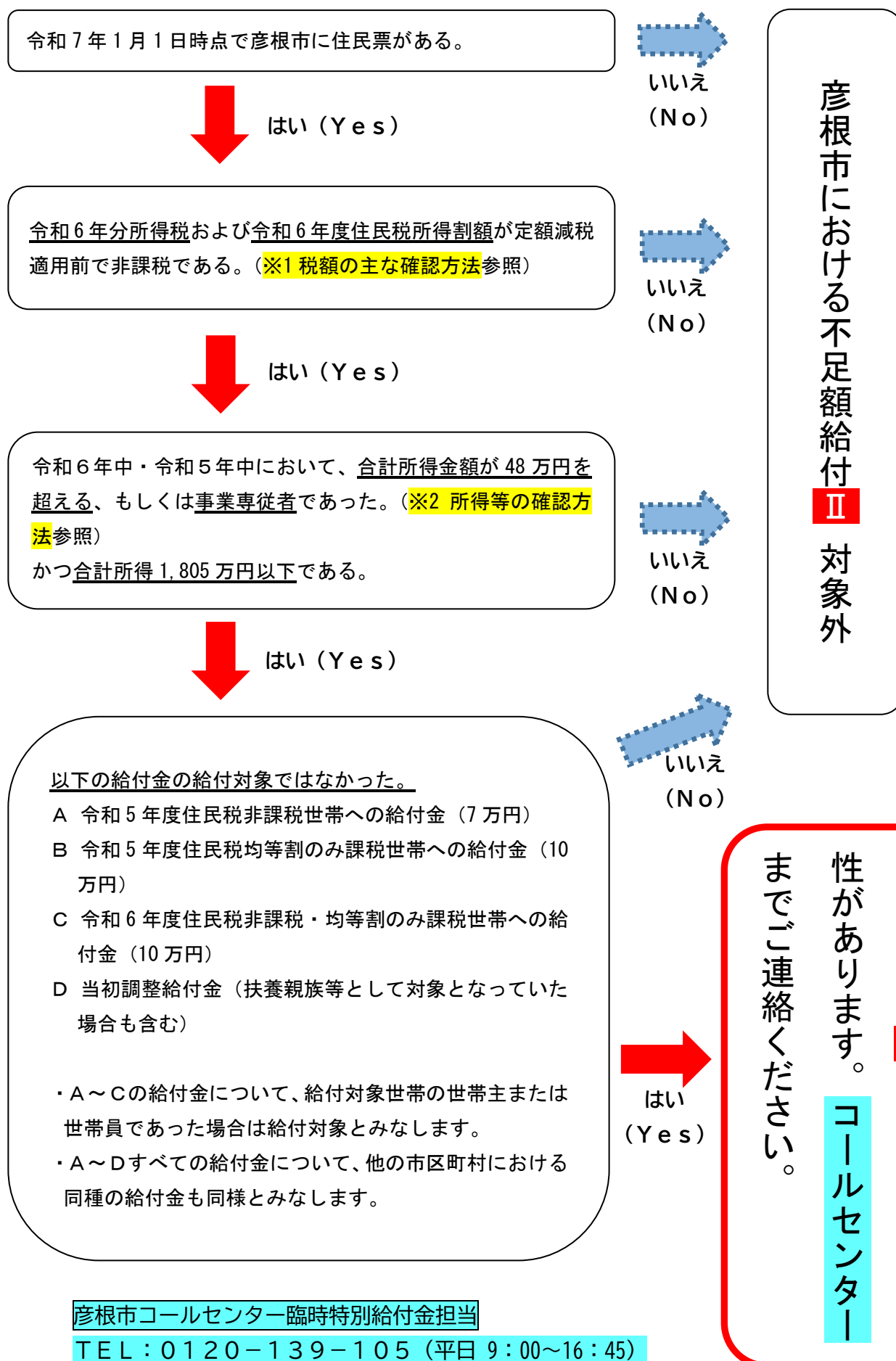


不足額給付Ⅱ 給付要件確認簡易フローチャート



※1 税額の主な確認方法

(1) 令和 6 年分所得税が非課税であることの確認方法

①令和 6 年中の収入は、1 か所の勤務先からの給与のみ、かつ年末調整済である場合、源泉徴収票の源泉徴収税額が 0 円となっている。

※定額減税の適用により 0 円となっている場合を除く。

②令和 6 年中の収入について確定申告をした場合、定額減税前所得税が記載されている確定申告書第 1 票④の金額が 0 円となっている。

(2) 令和 6 年度住民税所得割が非課税であることの確認方法

①令和 6 年度住民税納税通知書において、税額が 5,800 円(均等割のみ課税)となっている。

②令和 6 年度住民税特別徴収通知において、税額が 0 円(非課税)もしくは 5,800 円(均等割のみ課税)となっている。

③令和 6 年度住民税課税証明書において税額が 0 円(非課税)もしくは 5,800 円(均等割のみ課税)となっている。

※①～③いずれの場合も定額減税の適用により 5,800 円となっている場合を除く。また均等割額 5,800 円は彦根市の場合であって、他市区町村では異なる場合あり。

※2 所得等の主な確認方法

(1) 合計所得金額の確認方法

①年間で収入は 1 か所の勤務先からの給与のみ、かつ年末調整済である場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額が 48 万円を超えている。

②課税証明書の合計所得金額が 48 万円を超えている。

③確定申告をした場合、確定申告書第 1 票⑫の金額が 48 万円を超えている。

※分離課税所得がある場合は注意。

(2) 事業専従者であったかの確認方法

①彦根市の住民税課税証明書においては、内専従者給与収入欄に金額の記載がある。

②事業主の確定申告書にて、専従者となっている。